

令和 7 年 2 月 4 日
ス ポ ー ツ 推 進 部
ス ポ ー ツ 施 設 課

世田谷区立大蔵第二運動場条例の一部を改正する条例

1 主旨

令和 7 年 1 0 月に施設使用料等を改定するため、令和 7 年区議会第一回定例会に世田谷区立大蔵第二運動場条例の一部を改正する条例を提案する。

2 改正内容（別紙「新旧対照表」のとおり）

（1）使用料等の見直し

公共施設機能の存続に要する管理運営経費の増加を背景として、施設使用料等の見直しの考え方に基づき、料金改定を行う。

3 今後のスケジュール（予定）

令和 7 年 2 月	令和 7 年区議会第一回定例会（条例改正案） 公布（同日施行）
1 0 月	料金改定

世田谷区立大蔵第二運動場条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○世田谷区立大蔵第二運動場条例 平成21年 6 月22日 条例第29号 改正 平成23年 3 月 8 日 条例第12号 平成24年12月10日 条例第68号 平成27年12月 7 日 条例第64号 平成29年 3 月 7 日 条例第13号 平成30年 3 月 6 日 条例第23号 令和 2 年 9 月30日 条例第39号 令和 3 年 6 月25日 条例第33号 <u>令和 7 年 月 日 条例第 号</u> 世田谷区立大蔵第二運動場条例 (目的及び設置) 第1条 区民にスポーツ及びレクリエーション活動を行う機会及び場を提供することにより、心身ともに健康で豊かな生活を送ることができる生涯スポーツ社会の形成に寄与するため、世田谷区立大蔵第二運動場（以下「運動場」という。）を設置する。 (名称及び位置) 第2条 運動場の名称及び位置は、次のとおりとする。 (1) 名称 世田谷区立大蔵第二運動場 (2) 位置 東京都世田谷区大蔵四丁目 7 番 1 号 (施設) 第3条 運動場の施設は、次のとおりとする。 (1) 体育館 (2) 庭球場 (3) 集会室	○世田谷区立大蔵第二運動場条例 平成21年 6 月22日 条例第29号 改正 平成23年 3 月 8 日 条例第12号 平成24年12月10日 条例第68号 平成27年12月 7 日 条例第64号 平成29年 3 月 7 日 条例第13号 平成30年 3 月 6 日 条例第23号 令和 2 年 9 月30日 条例第39号 令和 3 年 6 月25日 条例第33号 世田谷区立大蔵第二運動場条例 (目的及び設置) 第1条 区民にスポーツ及びレクリエーション活動を行う機会及び場を提供することにより、心身ともに健康で豊かな生活を送ることができる生涯スポーツ社会の形成に寄与するため、世田谷区立大蔵第二運動場（以下「運動場」という。）を設置する。 (名称及び位置) 第2条 運動場の名称及び位置は、次のとおりとする。 (1) 名称 世田谷区立大蔵第二運動場 (2) 位置 東京都世田谷区大蔵四丁目 7 番 1 号 (施設) 第3条 運動場の施設は、次のとおりとする。 (1) 体育館 (2) 庭球場 (3) 集会室

改正後	改正前
(4) ゴルフ練習場 (5) 宿泊室 (6) 屋外プール (7) トレーニングルーム (サウナを含む。) (8) 駐車場 (休場日及び使用時間)	(4) ゴルフ練習場 (5) 宿泊室 (6) 屋外プール (7) トレーニングルーム (サウナを含む。) (8) 駐車場 (休場日及び使用時間)
第4条 運動場の休場日及び使用時間は、規則で定める。 (事業)	第4条 運動場の休場日及び使用時間は、規則で定める。 (事業)
第5条 運動場は、次に掲げる事業を行う。 (1) スポーツ及びレクリエーションの振興を図るための事業 (2) 運動場の施設及び附帯設備 (以下「施設等」という。) を利用に供すること。 (3) 前2号に掲げるもののほか、運動場の目的を達成するために必要な事業 (使用することができる者の範囲)	第5条 運動場は、次に掲げる事業を行う。 (1) スポーツ及びレクリエーションの振興を図るための事業 (2) 運動場の施設及び附帯設備 (以下「施設等」という。) を利用に供すること。 (3) 前2号に掲げるもののほか、運動場の目的を達成するために必要な事業 (使用することができる者の範囲)
第6条 運動場の施設のうち、別表第1左欄に掲げる施設を使用することができる者は、同表右欄に掲げるものとする。ただし、公益上の理由その他特別の理由があると区長 (第11条の規定により運動場の管理を行う者 (以下「指定管理者」という。)) を含む。次条 (第3項第5号を除く。)、第8条から第10条まで及び別表第1において同じ。) が認めたときは、この限りでない。	第6条 運動場の施設のうち、別表第1左欄に掲げる施設を使用することができる者は、同表右欄に掲げるものとする。ただし、公益上の理由その他特別の理由があると区長 (第11条の規定により運動場の管理を行う者 (以下「指定管理者」という。)) を含む。次条 (第3項第5号を除く。)、第8条から第10条まで及び別表第1において同じ。) が認めたときは、この限りでない。
2 前項に定めるもののほか、第15条第1項第1号から第5号までに規定する団体、学校等は、別表第1左欄に掲げる施設を使用することができる。 (使用の手続等)	2 前項に定めるもののほか、第15条第1項第1号から第5号までに規定する団体、学校等は、別表第1左欄に掲げる施設を使用することができる。 (使用の手続等)
第7条 施設等を使用しようとする者は、区長の承認を受けなければならない。	第7条 施設等を使用しようとする者は、区長の承認を受けなければならない。
2 前項に規定する施設等の使用の承認に係る手続については、世田	2 前項に規定する施設等の使用の承認に係る手続については、世田

改正後	改正前
谷区公共施設の共通使用手続に関する条例（平成30年3月世田谷区条例第19号）に定めるところによるほか、規則で定めるところによる。 3 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を承認しないものとする。 （1） 営利を目的とするとき。 （2） 秩序を乱すおそれがあるとき。 （3） 施設等の使用の目的又は内容が暴力団（世田谷区暴力団排除活動推進条例（平成24年12月世田谷区条例第55号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の組織としての活動を助長し、又は暴力団の組織としての運営に資することとなるおそれがあるとき。 （4） 管理上支障があるとき。 （5） 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認めたとき。 4 区長は、施設等を使用しようとする者が、これまでの使用について次の各号のいずれかに該当しているときは、使用を承認しないことができる。 （1） 正当な理由がなく使用の承認を受けた施設を使用しなかったとき。 （2） 施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納付していないとき。 （3） 前2号に掲げるもののほか、この条例又はこの条例に基づく規則の規定に著しく違反したと区長が認めたとき。 （優先使用） 第8条 区長は、区民に優れたスポーツ及びレクリエーション活動を行う機会を提供するための事業を行う公共的団体（区が出資する法人に限る。第15条第1項第2号において同じ。）が、区の後援を受けて、当該事業を行うために使用するときは、施設等を優先して使用	谷区公共施設の共通使用手続に関する条例（平成30年3月世田谷区条例第19号）に定めるところによるほか、規則で定めるところによる。 3 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を承認しないものとする。 （1） 営利を目的とするとき。 （2） 秩序を乱すおそれがあるとき。 （3） 施設等の使用の目的又は内容が暴力団（世田谷区暴力団排除活動推進条例（平成24年12月世田谷区条例第55号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の組織としての活動を助長し、又は暴力団の組織としての運営に資することとなるおそれがあるとき。 （4） 管理上支障があるとき。 （5） 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認めたとき。 4 区長は、施設等を使用しようとする者が、これまでの使用について次の各号のいずれかに該当しているときは、使用を承認しないことができる。 （1） 正当な理由がなく使用の承認を受けた施設を使用しなかったとき。 （2） 施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納付していないとき。 （3） 前2号に掲げるもののほか、この条例又はこの条例に基づく規則の規定に著しく違反したと区長が認めたとき。 （優先使用） 第8条 区長は、区民に優れたスポーツ及びレクリエーション活動を行う機会を提供するための事業を行う公共的団体（区が出資する法人に限る。第15条第1項第2号において同じ。）が、区の後援を受けて、当該事業を行うために使用するときは、施設等を優先して使用

改正後	改正前
させることができる。 (使用の条件) 第9条 区長は、施設等の使用を承認する場合において、必要な条件を付けることができる。 2 区長は、必要があると認めたときは、前項の条件を変更することができる。 (承認の取消し等) 第10条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の承認を取り消し、又は使用を停止することができる。 (1) 使用の目的又は条件に違反したとき。 (2) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。 (3) 前2号に掲げるもののほか、区長が必要があると認めたとき。 (指定管理者による管理) 第11条 区長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、区長が指定する法人その他の団体に運動場の管理を行わせるものとする。 (指定管理者の指定の手続) 第12条 区長は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、公募により行うものとする。 2 指定管理者の指定を受けようとする者は、事業計画書その他規則で定める書類を区長に提出し、指定管理者の指定の申請をしなければならない。 3 区長は、前項の申請があったときは、同項の事業計画書その他規則で定める書類を次に掲げる基準に基づき審査し、運動場の設置の目的を最も効果的に達成できると認める者を指定管理者の候補者として選定するものとする。 (1) 第5条各号に掲げる事業を十分に行う能力及び実績を有していること。	させることができる。 (使用の条件) 第9条 区長は、施設等の使用を承認する場合において、必要な条件を付けることができる。 2 区長は、必要があると認めたときは、前項の条件を変更することができる。 (承認の取消し等) 第10条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の承認を取り消し、又は使用を停止することができる。 (1) 使用の目的又は条件に違反したとき。 (2) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。 (3) 前2号に掲げるもののほか、区長が必要があると認めたとき。 (指定管理者による管理) 第11条 区長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、区長が指定する法人その他の団体に運動場の管理を行わせるものとする。 (指定管理者の指定の手続) 第12条 区長は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、公募により行うものとする。 2 指定管理者の指定を受けようとする者は、事業計画書その他規則で定める書類を区長に提出し、指定管理者の指定の申請をしなければならない。 3 区長は、前項の申請があったときは、同項の事業計画書その他規則で定める書類を次に掲げる基準に基づき審査し、運動場の設置の目的を最も効果的に達成できると認める者を指定管理者の候補者として選定するものとする。 (1) 第5条各号に掲げる事業を十分に行う能力及び実績を有していること。

改正後	改正前
(2) 運動場の効用を最大限に発揮させる運営を行い、かつ、その管理に係る経費の縮減を図ることができること。 (3) 運動場の管理を効率的かつ安定的に行う能力を有していること。 4 区長は、前項の規定により指定管理者の候補者を選定したときは、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。 5 区長は、前項の規定により指定管理者を指定したときは、その旨を公告しなければならない。 (指定管理者の業務等)	(2) 運動場の効用を最大限に発揮させる運営を行い、かつ、その管理に係る経費の縮減を図ることができること。 (3) 運動場の管理を効率的かつ安定的に行う能力を有していること。 4 区長は、前項の規定により指定管理者の候補者を選定したときは、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。 5 区長は、前項の規定により指定管理者を指定したときは、その旨を公告しなければならない。 (指定管理者の業務等)
第13条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。 (1) 第5条各号に掲げる事業に関する業務 (2) 施設等の使用の承認等に関する業務 (3) 施設等の維持管理に関する業務 (4) 前3号に掲げるもののほか、区長が必要と認める業務 2 指定管理者は、法令及び条例の規定を遵守し、運動場の適正な管理を行わなければならない。 (利用料金)	第13条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。 (1) 第5条各号に掲げる事業に関する業務 (2) 施設等の使用の承認等に関する業務 (3) 施設等の維持管理に関する業務 (4) 前3号に掲げるもののほか、区長が必要と認める業務 2 指定管理者は、法令及び条例の規定を遵守し、運動場の適正な管理を行わなければならない。 (利用料金)
第14条 使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、指定された期日までに、別表第2に定める利用料金を指定管理者に納付しなければならない。 2 使用者がその使用の申請を撤回した場合に徴収するキャンセル料については、世田谷区公共施設の共通使用手続に関する条例第11条の定めるところによる。 3 指定管理者は、必要があると認めるときは、第1項の利用料金の額から1.5割以内の割引をした額をもって前払式証票を、1割以内の割引をした額をもって回数券を発行することができる。 4 指定管理者は、必要があると認めるときは、1月当たり第1項の利用料金の額（利用料金の額が使用者の区分に応じて異なる場合に	第14条 使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、指定された期日までに、別表第2に定める利用料金を指定管理者に納付しなければならない。 2 使用者がその使用の申請を撤回した場合に徴収するキャンセル料については、世田谷区公共施設の共通使用手続に関する条例第11条の定めるところによる。 3 指定管理者は、必要があると認めるときは、第1項の利用料金の額から1.5割以内の割引をした額をもって前払式証票を、1割以内の割引をした額をもって回数券を発行することができる。 4 指定管理者は、必要があると認めるときは、1月当たり第1項の利用料金の額（利用料金の額が使用者の区分に応じて異なる場合に

改正後	改正前
あつては、そのうちの最高額に相当する額)に12を乗じて得た額以内の額をもって定期利用券を発行することができる。	あつては、そのうちの最高額に相当する額)に12を乗じて得た額以内の額をもって定期利用券を発行することができる。
5 前払式証票、回数券又は定期利用券による使用に係る利用料金は、第1項の規定にかかわらず、当該前払式証票、回数券又は定期利用券を購入する際に納付しなければならない。	5 前払式証票、回数券又は定期利用券による使用に係る利用料金は、第1項の規定にかかわらず、当該前払式証票、回数券又は定期利用券を購入する際に納付しなければならない。
6 利用料金は、指定管理者の収入とする。	6 利用料金は、指定管理者の収入とする。
7 前項の規定にかかわらず、区長は、規則で定めるところにより、指定管理者に利用料金の一部を区に納付させることができる。 (利用料金の減免)	7 前項の規定にかかわらず、区長は、規則で定めるところにより、指定管理者に利用料金の一部を区に納付させることができる。 (利用料金の減免)
第15条 指定管理者は、前条第3項に規定するもののほか、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定めるところにより、利用料金(駐車場及び附帯設備の使用に係るものを除く。)を減額し、又は免除することができる。	第15条 指定管理者は、前条第3項に規定するもののほか、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定めるところにより、利用料金(駐車場及び附帯設備の使用に係るものを除く。)を減額し、又は免除することができる。
(1) 区が直接公益のために使用するとき。 全額	(1) 区が直接公益のために使用するとき。 全額
(2) 国、公共団体又は公共的団体が直接公益のために使用するとき。 5割に相当する額	(2) 国、公共団体又は公共的団体が直接公益のために使用するとき。 5割に相当する額
(3) 区内の私立の幼稚園、小学校、中学校若しくは保育園又はこれらに準ずる者が直接教育目的又は保育目的のために使用するとき。 5割に相当する額	(3) 区内の私立の幼稚園、小学校、中学校若しくは保育園又はこれらに準ずる者が直接教育目的又は保育目的のために使用するとき。 5割に相当する額
(4) 区外の私立の幼稚園、小学校、中学校若しくは保育園又はこれらに準ずる者が直接教育目的又は保育目的のために使用するとき。 3割に相当する額	(4) 区外の私立の幼稚園、小学校、中学校若しくは保育園又はこれらに準ずる者が直接教育目的又は保育目的のために使用するとき。 3割に相当する額
(5) 私立の学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(大学及び前2号に該当する学校を除く。))をいう。)又はこれらに準ずる者が直接教育目的のために使用するとき。 3割に相当する額	(5) 私立の学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(大学及び前2号に該当する学校を除く。))をいう。)又はこれらに準ずる者が直接教育目的のために使用するとき。 3割に相当する額
(6) 公共的団体が直接公益のために使用し、かつ、当該使用について区が後援する場合で、区長が必要と認めたとき。 区長が相	(6) 公共的団体が直接公益のために使用し、かつ、当該使用について区が後援する場合で、区長が必要と認めたとき。 区長が相

改正後	改正前
当と認めた額 (7) 前各号に掲げるもののほか、区長が特に必要があると認めたとき。 区長が相当と認めた額 2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定めるところにより、利用料金(駐車場の使用に係るものに限る。)を減額し、又は免除することができる。 (1) 道路交通法(昭和35年法律第105号)第39条第1項に規定する緊急自動車を駐車させるとき。 全額 (2) 区、国、他の地方公共団体その他の官公署が公務のために使用する自動車を駐車させるとき。 全額 (3) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者及び東京都愛の手帳交付要綱(昭和42年3月20日42民児精発第58号)第1条に規定する愛の手帳の交付を受けている者並びにこれらに準ずる者(以下「障害者」という。)が利用する自動車を駐車させるとき。 全額 (4) ゴルフ練習場を使用する者又はトレーニングルーム(サウナを含む。)を使用する者(定期利用券により使用する者に限る。)が利用する自動車を駐車させる場合であつて、区長が特に必要があると認めたとき。 区長が相当と認めた額 (5) 前各号に掲げるもののほか、区長が特に必要と認めたとき。 区長が相当と認めた額 3 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定めるところにより、利用料金(附帯設備の使用に係るものに限る。)を減額し、又は免除することができる。 (1) 区が直接公益のために使用するとき。 全額 (2) 前号に掲げるもののほか、区長が公益上特に必要と認めたとき。 区長が相当と認めた額 4 第1項の規定により減額した利用料金の額に10円未満の端数があ	当と認めた額 (7) 前各号に掲げるもののほか、区長が特に必要があると認めたとき。 区長が相当と認めた額 2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定めるところにより、利用料金(駐車場の使用に係るものに限る。)を減額し、又は免除することができる。 (1) 道路交通法(昭和35年法律第105号)第39条第1項に規定する緊急自動車を駐車させるとき。 全額 (2) 区、国、他の地方公共団体その他の官公署が公務のために使用する自動車を駐車させるとき。 全額 (3) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者及び東京都愛の手帳交付要綱(昭和42年3月20日42民児精発第58号)第1条に規定する愛の手帳の交付を受けている者並びにこれらに準ずる者(以下「障害者」という。)が利用する自動車を駐車させるとき。 全額 (4) ゴルフ練習場を使用する者又はトレーニングルーム(サウナを含む。)を使用する者(定期利用券により使用する者に限る。)が利用する自動車を駐車させる場合であつて、区長が特に必要があると認めたとき。 区長が相当と認めた額 (5) 前各号に掲げるもののほか、区長が特に必要と認めたとき。 区長が相当と認めた額 3 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定めるところにより、利用料金(附帯設備の使用に係るものに限る。)を減額し、又は免除することができる。 (1) 区が直接公益のために使用するとき。 全額 (2) 前号に掲げるもののほか、区長が公益上特に必要と認めたとき。 区長が相当と認めた額 4 第1項の規定により減額した利用料金の額に10円未満の端数があ

改正後	改正前
るときは、その端数を切り捨てるものとする。 (利用料金の還付)	るときは、その端数を切り捨てるものとする。 (利用料金の還付)
第16条 指定管理者は、規則で定めるところにより、既に納付された利用料金の全部又は一部を還付することができる。 (施設等の変更禁止等)	第16条 指定管理者は、規則で定めるところにより、既に納付された利用料金の全部又は一部を還付することができる。 (施設等の変更禁止等)
第17条 使用者は、使用に際して、施設等に特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ区長の承認を受けたときは、この限りでない。 (使用権の譲渡等の禁止)	第17条 使用者は、使用に際して、施設等に特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ区長の承認を受けたときは、この限りでない。 (使用権の譲渡等の禁止)
第18条 使用者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。 (原状回復の義務)	第18条 使用者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。 (原状回復の義務)
第19条 使用者は、施設等の使用が終了したときは、直ちに施設等を原状に回復しなければならない。第10条の規定により使用の承認を取り消され、又は使用を停止されたときも、同様とする。 (損害賠償)	第19条 使用者は、施設等の使用が終了したときは、直ちに施設等を原状に回復しなければならない。第10条の規定により使用の承認を取り消され、又は使用を停止されたときも、同様とする。 (損害賠償)
第20条 施設等を損傷し、又は滅失させた者は、区長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、区長は、やむを得ない理由があると認めたときは、賠償額の全部又は一部を免除することができる。 (入場の制限等)	第20条 施設等を損傷し、又は滅失させた者は、区長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、区長は、やむを得ない理由があると認めたときは、賠償額の全部又は一部を免除することができる。 (入場の制限等)
第21条 区長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、運動場の使用を禁止することができる。 (1) 他人に迷惑をかけ、又は施設等を損傷するおそれがあるとき。 (2) 前号に掲げるもののほか、管理上支障があるとき。 2 運動場を使用する者は、この条例及びこの条例に基づく規則の規定その他区長の指示を守らなければならない。 (委任)	第21条 区長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、運動場の使用を禁止することができる。 (1) 他人に迷惑をかけ、又は施設等を損傷するおそれがあるとき。 (2) 前号に掲げるもののほか、管理上支障があるとき。 2 運動場を使用する者は、この条例及びこの条例に基づく規則の規定その他区長の指示を守らなければならない。 (委任)
第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。	第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

改正後	改正前
附 則 1 この条例は、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、平成21年12月1日から施行する。（平成21年12月規則第92号で、同22年1月26日から施行。ただし、宿泊室の公用開始の日は同年2月8日とし、集会室の公用開始の日は同月16日とする。） 2 区長は、この条例の施行前において、施設等の使用に係る申請の受理及び承認その他の手続を行うことができる。 附 則（平成23年3月8日条例第12号） この条例は、平成23年4月1日から施行する。 附 則（平成24年12月10日条例第68号） 1 この条例は、公布の日から施行する。 2 この条例による改正後の第12条第4項及び別表第2の規定は、平成25年7月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。 附 則（平成27年12月7日条例第64号） 1 この条例は、平成29年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。 2 この条例による改正後の世田谷区立大蔵第二運動場条例（以下「新条例」という。）第12条第2項の申請その他の指定管理者（新条例第6条第1項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）の指定に係る手続に関し必要な行為は、施行日前においてもすることができる。 3 新条例の規定（利用料金（新条例第7条第3項第2号に規定する利用料金をいう。以下同じ。）に係る部分に限る。）は、施行日以後の使用に係る利用料金について適用し、施行日前の使用（施行日前から施行日以後まで継続する使用を除く。）に係る使用料については、なお従前の例による。 4 この条例による改正前の世田谷区立大蔵第二運動場条例第11条第	附 則 1 この条例は、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、平成21年12月1日から施行する。（平成21年12月規則第92号で、同22年1月26日から施行。ただし、宿泊室の公用開始の日は同年2月8日とし、集会室の公用開始の日は同月16日とする。） 2 区長は、この条例の施行前において、施設等の使用に係る申請の受理及び承認その他の手続を行うことができる。 附 則（平成23年3月8日条例第12号） この条例は、平成23年4月1日から施行する。 附 則（平成24年12月10日条例第68号） 1 この条例は、公布の日から施行する。 2 この条例による改正後の第12条第4項及び別表第2の規定は、平成25年7月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。 附 則（平成27年12月7日条例第64号） 1 この条例は、平成29年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。 2 この条例による改正後の世田谷区立大蔵第二運動場条例（以下「新条例」という。）第12条第2項の申請その他の指定管理者（新条例第6条第1項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）の指定に係る手続に関し必要な行為は、施行日前においてもすることができる。 3 新条例の規定（利用料金（新条例第7条第3項第2号に規定する利用料金をいう。以下同じ。）に係る部分に限る。）は、施行日以後の使用に係る利用料金について適用し、施行日前の使用（施行日前から施行日以後まで継続する使用を除く。）に係る使用料については、なお従前の例による。 4 この条例による改正前の世田谷区立大蔵第二運動場条例第11条第

改正後	改正前
2 項又は第 3 項の規定により発行された前払式証票、回数券又は定期利用券は、新条例第14条第 2 項又は第 3 項の規定により発行された前払式証票、回数券又は定期利用券とみなす。 附 則（平成29年 3 月 7 日条例第13号） この条例は、平成29年 4 月 1 日から施行する。 附 則（平成30年 3 月 6 日条例第23号） 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平成30年10月 1 日から施行する。 2 第 1 条の規定による改正後の世田谷区立大蔵第二運動場条例別表第 2 の規定は、平成30年10月 1 日以後の使用に係る利用料金について適用し、同日前の使用に係る利用料金については、なお従前の例による。 附 則（令和 2 年 9 月30日条例第39号） 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、宿泊室（洋室（40平方メートル）に限る。）の公用開始の日は、令和 2 年10月 1 日とする。 2 この条例の施行の際、現に和室（6 畳）の使用の承認を受けている者は和室（18.5平方メートル）の使用の承認を受けている者と、和室（12.5畳）の使用の承認を受けている者は和室（40平方メートル）の使用の承認を受けている者とみなす。 附 則（令和 3 年 6 月25日条例第33号） この条例は、令和 3 年 7 月17日から施行する。 <u>附 則（令和 7 年 3 月 日条例第 号）</u> <u>1 この条例は、公布の日から施行する。</u> <u>2 この条例による改正後の別表第 2 の規定は、令和 7 年10月 1 日以後の使用に係る利用料金について適用し、同日前の使用に係る利用料金については、なお従前の例による。</u>	2 項又は第 3 項の規定により発行された前払式証票、回数券又は定期利用券は、新条例第14条第 2 項又は第 3 項の規定により発行された前払式証票、回数券又は定期利用券とみなす。 附 則（平成29年 3 月 7 日条例第13号） この条例は、平成29年 4 月 1 日から施行する。 附 則（平成30年 3 月 6 日条例第23号） 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平成30年10月 1 日から施行する。 2 第 1 条の規定による改正後の世田谷区立大蔵第二運動場条例別表第 2 の規定は、平成30年10月 1 日以後の使用に係る利用料金について適用し、同日前の使用に係る利用料金については、なお従前の例による。 附 則（令和 2 年 9 月30日条例第39号） 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、宿泊室（洋室（40平方メートル）に限る。）の公用開始の日は、令和 2 年10月 1 日とする。 2 この条例の施行の際、現に和室（6 畳）の使用の承認を受けている者は和室（18.5平方メートル）の使用の承認を受けている者と、和室（12.5畳）の使用の承認を受けている者は和室（40平方メートル）の使用の承認を受けている者とみなす。 附 則（令和 3 年 6 月25日条例第33号） この条例は、令和 3 年 7 月17日から施行する。
別表第 1 （第 6 条関係）	別表第 1 （第 6 条関係）

改正後				改正前			
施設名		使用することができる者		施設名		使用することができる者	
体育館		次の要件を満たす団体（以下「区民等の団体」という。） 1 構成員の2分の1以上が区内に住所を有すること（施設の使用状況に余裕があると区長が認めたときは、構成員の2分の1以上が区内に住所、勤務先又は通学先を有すること。）。 2 構成員の総数が5人以上であること。		体育館		次の要件を満たす団体（以下「区民等の団体」という。） 1 構成員の2分の1以上が区内に住所を有すること（施設の使用状況に余裕があると区長が認めたときは、構成員の2分の1以上が区内に住所、勤務先又は通学先を有すること。）。 2 構成員の総数が5人以上であること。	
庭球場		構成員の2人以上が区内に住所を有する者（施設の使用状況に余裕があると区長が認めたときは、構成員の2人以上が区内に住所、勤務先又は通学先を有する者）である総数が4人以下の団体又は区民等の団体		庭球場		構成員の2人以上が区内に住所を有する者（施設の使用状況に余裕があると区長が認めたときは、構成員の2人以上が区内に住所、勤務先又は通学先を有する者）である総数が4人以下の団体又は区民等の団体	
屋外プール		区内に住所を有する者（施設の使用状況に余裕があると区長が認めたときは、区内に住所、勤務先又は通学先を有する者）		屋外プール		区内に住所を有する者（施設の使用状況に余裕があると区長が認めたときは、区内に住所、勤務先又は通学先を有する者）	
トレーニングルーム（サウナを含む。）		区内に住所を有する15歳以上の者（15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を除く。以下同じ。）（施設の使用状況に余裕があると区長が認めたときは、区内に住所、勤務先又は通学先を有する15歳以上の者）		トレーニングルーム（サウナを含む。）		区内に住所を有する15歳以上の者（15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を除く。以下同じ。）（施設の使用状況に余裕があると区長が認めたときは、区内に住所、勤務先又は通学先を有する15歳以上の者）	

別表第2（第14条関係）

体育館

利用料金、単位時間等			
規則で定める単位時間		全日	
1時間につき		午前9時から午後10時まで	
平日	日曜日、土曜	平日	日曜日、土曜

別表第2（第14条関係）

体育館

利用料金、単位時間等			
規則で定める単位時間		全日	
1時間につき		午前9時から午後10時まで	
平日	日曜日、土曜	平日	日曜日、土曜

改正後								改正前									
		日及び休日				日及び休日				日及び休日				日及び休日			
		<u>5,220円</u>		<u>6,200円</u>		<u>59,480円</u>				<u>4,600円</u>		<u>5,470円</u>		<u>52,410円</u>		<u>62,780円</u>	
庭球場																	
種別	区分		利用料金、単位時間等														
			規則で定める単位時間														
			1面1時間につき														
	平日		日曜日、土曜日及び休日						平日		日曜日、土曜日及び休日						
庭球場				<u>1,540円</u>		<u>1,840円</u>		庭球場				<u>1,440円</u>		<u>1,720円</u>			
附帯設備（照明）						<u>930円</u>		附帯設備（照明）						<u>820円</u>			
集会室																	
午前9時から 正午まで		午後1時から 午後4時30分 まで		午後5時30分 から午後10時 まで		全日（午前9 時から午後10 時まで）		午前9時から 正午まで		午後1時から 午後4時30分 まで		午後5時30分 から午後10時 まで		全日（午前9 時から午後10 時まで）			
平日	日曜日、土曜日及び休日	平日	日曜日、土曜日及び休日	平日	日曜日、土曜日及び休日	平日	日曜日、土曜日及び休日	平日	日曜日、土曜日及び休日	平日	日曜日、土曜日及び休日	平日	日曜日、土曜日及び休日	平日	日曜日、土曜日及び休日		
<u>2,280円</u>	<u>2,610円</u>	<u>3,420円</u>	<u>4,080円</u>	<u>5,720円</u>	<u>6,850円</u>	<u>9,140円</u>	<u>10,940円</u>	<u>2,010円</u>	<u>2,300円</u>	<u>3,020円</u>	<u>3,600円</u>	<u>5,040円</u>	<u>6,040円</u>	<u>8,060円</u>	<u>9,640円</u>		
ゴルフ練習場																	
種別	区分		平日		日曜日、土曜日及び休日		種別	区分		平日		日曜日、土曜日及び休日					
			午前5時（1月、2月及び12月	午前9時から午後10時まで	午前4時30分（1月、2月及び12	午前8時30分から午後10時まで				午前5時（1月、2月及び12月	午前9時から午後10時まで	午前4時30分（1月、2月及び12	午前8時30分から午後10時まで				

改正後						改正前					
		にあっては、午前6時) から午前8時まで		月にあっては、午前5時30分) から午前8時まで				にあっては、午前6時) から午前8時まで		月にあっては、午前5時30分) から午前8時まで	
打席 1 席		無料	<u>470円</u>	無料	<u>470円</u>	打席 1 席		無料	<u>420円</u>	無料	<u>420円</u>
打席 1 席 (65歳以上)		無料	<u>150円</u>	無料	<u>150円</u>						
打席 1 席 (18歳以下)		無料	<u>150円</u>	無料	<u>150円</u>						
打席 1 席 (障害者)		無料	<u>150円</u>	無料	<u>150円</u>						
ボール 1 球 1 階打席		<u>14円</u>	<u>17円</u>	<u>14円</u>	<u>18円</u>	ボール 1 球 1 階打席		<u>12円</u>	<u>15円</u>	<u>12円</u>	<u>16円</u>
ボール 1 球 2 階打席		<u>12円</u>	<u>16円</u>	<u>12円</u>	<u>17円</u>	ボール 1 球 2 階打席		<u>11円</u>	<u>14円</u>	<u>11円</u>	<u>15円</u>
宿泊室 (1 人 1 泊)						宿泊室 (1 人 1 泊)					
宿泊人数 種別	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	宿泊人数 種別	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
和室 (18.5 平方メート ル)	<u>6,240円</u>	<u>4,190円</u>				和室 (18.5 平方メート ル)	<u>5,500円</u>	<u>3,700円</u>			
和室 (40平 方メート ル)	<u>11,120円</u>	<u>7,030円</u>	<u>5,440円</u>	<u>4,540円</u>	<u>4,080円</u>	和室 (40平 方メート ル)	<u>9,800円</u>	<u>6,200円</u>	<u>4,800円</u>	<u>4,000円</u>	<u>3,600円</u>
洋室 (40平 方メート ル)	<u>11,120円</u>	<u>7,030円</u>	<u>5,440円</u>	<u>4,540円</u>	<u>4,080円</u>	洋室 (40平 方メート ル)	<u>9,800円</u>	<u>6,200円</u>	<u>4,800円</u>	<u>4,000円</u>	<u>3,600円</u>

改正後					改正前				
附帯設備 (寝具)		一式 220円			附帯設備 (寝具)		1式 200円		
屋外プール					屋外プール				
使用者	利用料金、単位時間等				使用者	利用料金、単位時間等			
	午前 9 時から 午後 5 時まで	午前 9 時から 午後 1 時まで	午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 5 時から 午後 9 時まで		午前 9 時から 午後 5 時まで	午前 9 時から 午後 1 時まで	午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 5 時から 午後 9 時まで
	1 回					1 回			
	大人	1,300円	750円	750円		750円	大人	1,180円	660円
高齢者（65歳以上）	450円	250円	250円	250円	高齢者（65歳以上）	450円	250円	250円	250円
子ども（18歳以下）	450円	250円	250円	250円	小人（小・中学生）	450円	250円	250円	250円
幼児	無料	無料	無料	無料	幼児	無料	無料	無料	無料
障害者	450円	250円	250円	250円	障害者	450円	250円	250円	250円
障害者（18歳以下に限る。）	無料	無料	無料	無料	障害者（小・中学生に限る。）	無料	無料	無料	無料
障害者の介助者（区長が定める人数に限る。）	無料	無料	無料	無料	障害者の介助者（区長が定める人数に限る。）	無料	無料	無料	無料
トレーニングルーム（サウナを含む。）					トレーニングルーム（サウナを含む。）				
種別	使用者	単位時間	利用料金		種別	使用者	単位時間	利用料金	
トレーニングルーム	大人	3 時間以内	740円		トレーニングルーム	大人	3 時間以内	660円	
	高齢者（65歳以上）		250円			高齢者（65歳以上）		250円	
	18歳以下の者		250円						
	障害者		250円			障害者		250円	

改正後				改正前			
トレーニングルーム及びサウナ	大人	3 時間以内	1,300円	トレーニングルーム及びサウナ	大人	3 時間以内	1,150円
	高齢者（65歳以上）		450円		高齢者（65歳以上）		450円
	18歳以下の者		450円				
	障害者		450円		障害者		450円
駐車場				駐車場			
単位時間		利用料金		単位時間		利用料金	
自動車 1 台 20分以内		100円		自動車 1 台 30分以内		100円	
備考				備考			
1 単位時間を規則で定める場合の利用料金は、1 時間につき定める額に当該使用に係る単位時間の時間数を乗じて得た額とする。				1 単位時間を規則で定める場合の利用料金は、1 時間につき定める額に当該使用に係る単位時間の時間数を乗じて得た額とする。			
2 体育館の面積の 2 分の 1 を使用する場合の利用料金は、当該規定利用料金の 2 分の 1 の額（10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。				2 体育館の面積の 2 分の 1 を使用する場合の利用料金は、当該規定利用料金の 2 分の 1 の額（10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。			
3 庭球場又は附帯設備（照明）（以下「庭球場等」という。）の使用を開始した後、降雨等により使用することができなくなった場合において、庭球場等を使用した時間が単位時間のうちの 30分を超えないときは、当該単位時間に係る利用料金は、無料とする。				3 庭球場又は附帯設備（照明）（以下「庭球場等」という。）の使用を開始した後、降雨等により使用することができなくなった場合において、庭球場等を使用した時間が単位時間のうちの 30分を超えないときは、当該単位時間に係る利用料金は、無料とする。			
4 集会室の各欄に掲げる額は、区民（個人にあっては区内に住所を有する者を、法人その他の団体にあっては区内に事務所を有するもの又は区内に住所を有する者を主たる構成員とするものをいう。以下同じ。）の使用に係る利用料金の額とし、区民以外のものの使用に係る利用料金は、区民の使用に係る利用料金に当該利用料金の 5 割に相当する額を加算して得た額とする。				4 集会室の各欄に掲げる額は、区民（個人にあっては区内に住所を有する者を、法人その他の団体にあっては区内に事務所を有するもの又は区内に住所を有する者を主たる構成員とするものをいう。以下同じ。）の使用に係る利用料金の額とし、区民以外のものの使用に係る利用料金は、区民の使用に係る利用料金に当該利用料金の 5 割に相当する額を加算して得た額とする。			
5 宿泊室（附帯設備（寝具）を除く。）を幼児及び子ども（18歳				5 宿泊室（附帯設備（寝具）を除く。）を幼児及び小学生が使用			

改正後	改正前
<u>以下の者（幼児を除く。）をいう。以下この号において同じ。）</u>が使用する場合の利用料金は、幼児にあつては無料、<u>子ども</u>にあつては当該規定利用料金の2分の1の額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。この場合において、幼児は宿泊人数に含めないものとする。 6 トレーニングルーム（サウナを含む。）を使用する場合において、単位時間を超えたときは、超過30分（30分に満たない端数は、これを30分とする。）につき、大人にあつては<u>120円</u>、高齢者<u>（65歳以上の者をいう。）</u>、<u>18歳以下の者</u>及び障害者にあつては40円を徴収する。 7 宿泊室の利用者が駐車場を使用する場合の利用料金は、1泊につき自動車1台500円とする。ただし、規則で定める宿泊室の使用時間以外の時間に係る利用料金は、当該規定利用料金とする。 8 この表において「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。	する場合の利用料金は、幼児にあつては無料、<u>小学生</u>にあつては当該規定利用料金の2分の1の額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。この場合において、幼児は宿泊人数に含めないものとする。 6 トレーニングルーム（サウナを含む。）を使用する場合において、単位時間を超えたときは、超過30分（30分に満たない端数は、これを30分とする。）につき、大人にあつては<u>110円</u>、高齢者及び障害者にあつては40円を徴収する。 7 宿泊室の利用者が駐車場を使用する場合の利用料金は、1泊につき自動車1台500円とする。ただし、規則で定める宿泊室の使用時間以外の時間に係る利用料金は、当該規定利用料金とする。 8 この表において「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。